有料ホーム届出強制の回避を

意見提言

「お泊まりデイ」と宅老所

市民福祉団体全国協議会
専務理事
田中　尚輝

厚生労働省は先日、介護保険デイサービスで延長の預かりや宿泊に対応出来るようにする「お泊まりデイサービス（仮称）」を制度化する方針を打ち出した。すでに制度として認められている延長預かりサービスや、泊まりも訪問も包括化した小規模多機能型居宅介護の検証が十分になされていないままの「デイの宿泊解禁」には、戸惑いの声も大きい。

私が活動している市民福祉団体全国協議会（市民協）は、高齢者や障害者の生活を支援している市民団体の全国レベルのネットワーク組織であるが、2008年の秋に「宅老所を全国に広める会」を立ち上げ、その事務局も担っている。介護保険が制度化される前から住民のボランタリィな精神で利用者ニーズに柔軟に応じてきた宅老所が、その良さを守りながら広がってほしいとの思いで始めた活動だ。

きっかけとなったのは、2006年度に宅老所をモデルにした小規模多機能型居宅介護が制度化され、同時に老人福祉法も改正されて制度に乗らない宅老所に対する都道府県の有料老人ホームの届け出強化の動きが加速したことにある。宅老所の持つ機能のうちの「泊まり」が有料老人ホームと同じだとし、入居施設と同じ設置指導指針の適用を求める自治体が相次いだ。このままでは宅老所は、利用者本位の柔軟なサービス対応が出来なくなってしまうと強い危機感を持ったためだ。

今回の「お泊りデイ制度化」についても、新たな規制強化の始まりになるのではないかという懸念がある。

基本的に、通い慣れたデイで泊まることを制度で認めることには賛成だ。しかし、制度化すれば必ず「基準」がセットになって押し付けられる。個室でなければとか、1人当たり何平方mのスペースが必要かとか。看護師がいなければダメとなるかもしれない。でもそれは宅老所の持ち味である柔軟でオープンな運営を妨げるものになりかねない。小規模多機能型居宅介護が制度化されても既存の宅老所では制度に乗らなかったところが多かった。制度の枠組みに縛り付けられて利用者本位の融通無碍なかに〝質〟の担保になる。いつも誰かに見られていれば、間違いの起こしようがない。

佐賀の宅老所の人たちは老人福祉法が改正される前から、県に宅老所で泊まりを行うことと、住むこととの違いを説明し続けてきた結果、県は「長期の泊まりも施設への入所とは違う」と見解を示し、「有料老人ホームにはならない。申請もしなくてよい」と取り決めをした。さらに、利用者の安全性を確保するため、消防設備の設置費用を補助する制度もつくっている。

いずれも現場から求めたこと。つまり、役所に口を出されなくても自主的にサービスの質を守れる基準をつくってきたと言える。これは民民の信頼関係と契約によって行われている市民の助け合いが、柔軟な活動を続けていく上で重要な意味を持っていると思う。

だから、デイの泊まりが制度化されることによって、そこに乗らなかった事業者に対し、再び有料ホームの届け出を強制する自治体が出るようなことをストップさせるためには、宅老所自身が「自主基準」を作ることも一つの方法ではないかと考えている。

例えば保険外で泊まりサービスを行う事業者は、自治体に自主的に届け出る。そして随時行政の査察を受け入れたり、最低週に1回は町内会の役員や民生委員に訪問してもらうなど、デイが地域開放型であることを判断出来る基準づくりをしてはどうか。それを守る代わり、行政には有料ホームの申請を強制しないよう取り決めるのである。

住民の目に勝る監視なし

自主基準づくりも必要

近年、デイに保険外の泊まりサービスを格安でつける形態の事業がフランチャイズ展開され、問題になっている。彼らの言い分は「お年寄りや家族が困っているから」であって、それだけを聞けば宅老所の実践者と発想は同じだ。しかし、「自分たちの地域社会にとって必要な資源を作っていく」という視点はチェーン展開の企業にはおそらくないだろう。

基本的には、介護保険制度で活用されている施設がその時間外に自的以外で使われることは全く問題がない。小学校の運動場が日曜日に地域住民に開放されるのと同じで、規制されるべきものではない。例え1泊10万円であったとしても、利用者が納得して契約しているのであれば問題とは言えないはずだ。

しかし、だからこそ事業者の「倫理」や「モラル」が大切になってくるのではないか。介護が必要なお年寄りを預かる以上、安全確の保障は最低でも消防法の基準をクリアしていることが必要だし、人員配置にしても利用者にしっかりと目が行き届く体制や労働法を遵守した雇用契約になっていなければならない。

その中で、デイが地域開放型であるかどうかは、最も事業者の倫理に委ねられているところでもある。

介護保険だけで24時間の暮らしを支えるのは不可能だ。だからこそ助け合いやボランティア活動など「自由契約」の分野をしっかりと作っていかなければならない。宅老所は、その試金石なのである。（談）

読者アンケート締め切り延長！

本紙では現在、「デイの保険外お泊りサービス」について、現場の方々のご意見を聞くアンケートを実施しています（下段）。締め切りを9月17日まで延長します。デイの関係者だけでなく、ケアマネジャー、行政、利用者家族などなたでも大歓迎。ご意見をお待ちしています。

✂キリトリ

読者アンケート　どう思う？「デイの保険外泊まりサービス」

本紙をＡ４判にコピーしてファクスで返信するほか、メールでの回答もできます。本紙ホームページ（http://www.silver-news.com）からどうぞ。

厚労省は通所介護＋泊まりの制度化を提案してきましたが、保険外の自主事業の問題は残ります。皆さんはどう思われますか。一緒に考えて下さい。

①通所介護に自主事業で泊まりを行うことについて。（１つ）

1. 在宅生活を維持するのに必要なサービスである。積極的に賛成。
2. 指定サービスのショートステイが足りない以上、仕方がない。消極的に賛成。
3. 反対
4. わからない
5. その他（　　）

②自主事業の泊まりについて、個室であるべきなど基準がなく、行政指導もできない点について。（複数回答）

1. 民民の契約によるサービス利用であり、基準がないのは当然である。
2. 市場の適正化のために、情報公開を徹底し、悪質なものは淘汰されるようにすべき。
3. 劣悪なサービスがはびこる可能性がある。
4. 自主事業にも基準は必要。
5. 行政にも所在がわかるようにせめて登録制にすべき。
6. わからない
7. その他（　　）

③自主事業の自己負担が社会通念から考えて格安であることについて。（１つ）

1. 歓迎すべきである。
2. 介護報酬の設定が高いから、賄えるのであり、介護報酬を引き下げるべき
3. わからない
4. その他（　　）

④毎日、泊まりを利用して、実態として「住まい」になっている方が出ることも想定されることについて。（１つ）

1. 小規模多機能型居宅介護でも認められており、問題はない。
2. なじみの関係を継続するには望ましい。
3. 施設に入所できるよう積極的に手配をすべき。
4. 低所得者でも施設に入所しやすい支援制度が必要
5. 実態として施設であり、有料老人ホームとして届け出るべきである。
6. わからない
7. その他（　　）

⑤自主事業の現状や今後のあり方、また、介護保険サービスを取り巻く現状などについて、ご意見、ご要望を忌憚なくお聞かせ下さい。

＜回答者＞

氏名		職業	
勤務先		年齢	
ご住所（※）			

※ アンケート結果の掲載紙を希望する場合は詳細にご記入ください。希望しない場合は県・市町村のみご記入ください。

返信先ファクス　03-3351-1939　締め切り…9月17日